独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	大東建託株式会社		コード	1878
提出日	2021/6/8	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	2021年6月25日開催の第47期定時株主総会の終結の時をもって、社外監査役蜂谷英雄氏及び藤巻和夫氏が任期満了により退任となり、同総会にて、社外取締役として入谷淳氏、社外監査役として松下正氏及び小林憲司氏を新たに選任する選任議案を付議するため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山口　利昭	社外取締役	○													○		有
2	佐々木　摩美	社外取締役	○													○		有
3	庄田　隆	社外取締役	○													○		有
4	入谷　淳	社外取締役	○													○	新任	有
5	鵜野　正康	社外監査役	○													○		有
6	松下　正	社外監査役	○													○	新任	有
7	小林　憲司	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 山口氏は、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士であります。その高い専門性と豊富な経験を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 山口氏、同氏が代表弁護士を務める山口利昭法律事務所、及び同氏が社外監査役を務める大阪市高速電気軌道株式会社は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
2	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 佐々木氏は、グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わってこられました。その豊富な経験と見識を活かし、グローバルかつ女性の視点から当社の経営を監督していただけると判断しております。 佐々木氏、及び同氏が社外取締役を務める三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
3	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 庄田氏は、グローバル企業の経営者として長年企業経営に携わり、社会・環境問題をはじめとするサスティナビリティ（持続可能性）を巡る課題にも積極的に取り組んでこられました。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 庄田氏、同氏が社外取締役を務める宇部興産株式会社、及び同氏が社外取締役を務める株式会社理研鼎業は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
4	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 入谷氏は、弁護士として金融法務やコンプライアンス等の危機管理業務に携わり、また公認会計士として金融機関の監査業務にも従事してこられました。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 入谷氏、及び同氏が社外取締役を務めるアカルタスホールディングス株式会社は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
5	該当事項なし	当社の経営に対する監査機能強化のためです。 鵜野氏は、公認会計士としての財務会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営に対する監査機能を果たしていただけると判断しております。 鵜野氏は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
6	該当事項なし	当社の経営に対する監査機能強化のためです。 松下氏は、弁護士としての企業法務や財務に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、複数の国外勤務や、ITシステム分野での経験も有しております。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営に対する監査機能を果たしていただけると判断しております。 松下氏、同氏が社外取締役を務める株式会社サイプレス、及び同氏が社外取締役を務める株式会社afterＦＩＴは、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
7	該当事項なし	当社の経営に対する監査機能強化のためです。 小林氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、建設・不動産分野や、M&Aアドバイザリーの経験も有しております。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営に対する監査機能を果たしていただけると判断しております。 小林氏、及び同氏が共同代表取締役を務めるビバルコ・ジャパン株式会社は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。

４．補足説明

当社が定めている「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」は以下のとおりとなります。
＜社外役員の選任ガイドライン＞
当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。
１．経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
２．成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
３．その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。
＜社外役員の独立性基準＞
当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。
なお、対象期間は、以下１については現在及び期限の定めのない過去とし、２～５については現在及び過去10年間とする。
１．当社グループ関係者
当社、当社の子会社（注１）及び関連会社（注２）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は　使用人（以下「取締役等」という）でないこと。
２．議決権保有関係者
①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
３．取引先関係者
①当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の２%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の２%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
③当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
４．専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
①当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
②弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
５．その他
①上記１～４に掲げる者（重要でない者を除く）の２親等以内の親族でないこと。
②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
③当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。
（注）１．「子会社」とは、財務諸表規則第８条第３項に規定する子会社をいいます。
２．「関連会社」とは、財務諸表規則第８条第５項に規定する関連会社をいいます。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。